

小型家電Q & A

Q. 事業の目的は何ですか

A. 平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法の趣旨に基づいたもので、今まで処理場で回収していた鉄やアルミ以外の有用金属（いわゆるレアメタル）の回収とごみの減量化・資源化を目的としています。

Q. どのような家電が対象になるのですか

A. 環境省作成の「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」に記載されている特定対象品目（16品目）のうち、ボックスの投入口（18cm×40cm）に入る物が対象です。

1	携帯電話端末・PHS端末、パーソナルコンピュータ(モニターを含む)※ ※これらには、タブレット型情報通信端末を含む
2	電話機、ファクシミリ
3	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ
5	映像用機器(DVD-ビデオ、HDDレコーダ、ブルーレイ・ディスクレコーダ/プレーヤ、ビデオテープレコーダ(セット)、チューナ)
6	音響機器(MDプレーヤ、デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリ)、デジタルオーディオプレーヤー(HDD)、CDプレーヤ、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドフォン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器)
7	補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)
8	電子書籍端末
9	電子辞書、電卓
10	電子血圧計、電子体温計
11	理容用機器(ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ)
12	懐中電灯
13	時計
14	ゲーム機(据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハイテク系トイドイ※) ※例:i-SOBOT、AIBO、MP3音源のミュージシャン人形等
15	カー用品(カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤ、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット)
16	これらの付属品(リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器 等)

これらは、小型家電の中でも特にレアメタルの含有率が高いため、事業としての採算性や効率性等を考慮して優先的に回収を行うものです。

なお、対象外品目の分別・収集方法は今までと変更ありません。

Q. 対象品目は粗大ごみで出せなくなるのですか

A. これまで通り、燃やせない粗大ごみとして捨てることができます。粗大ごみは収集頻度が少なく、また、収集のない世帯もあるため、対象品目については排出の機会が増えるものと捉えてください。

ただし、対象品目のうちパソコンは粗大ごみ収集を行っていませんのでご注意ください。

Q. 以前実施していた小型家電リサイクルとは別ですか

A. 平成24年8月から平成25年3月までの期間に広島県のモデル事業として小型家電の回収を行いました。これは広島県内のモデル地区として東広島市と呉市が選定され、小型家電の回収が事業として実現可能かどうかを法律の施行前に調査したものです。

今回スタートする事業は来年度以降も継続して実施するもので、対象品目等は前回の内容と概ね変更ありませんが、回収場所等に変更がありますので広報やHP、チラシをよくご確認のうえ、ご協力をお願いします。

Q. 引き取り料金はかかりますか

A. 回収は無料です。ただし、戸別回収は行っておりませんので、回収ボックス設置場所までお越しください。

Q. どこで回収していますか

A. 市役所本館1階、北館1階及び各支所・出張所（計10か所）に回収ボックスを設置しています。

Q. 休日もちり込めますか

A. 回収時間は、回収ボックス設置場所の開庁時間に準じます。

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15

Q. どのようにリサイクルされるのですか

A. 環境省が認定する小型家電の再資源化認定事業者に引き渡し、小型家電を「基板」、「鉄」、「配線」、「プラスチック」等に分解します。取り出した基板は精錬業者に持ち込まれ、レアメタル等を抽出し金属材料として再利用されます。その他の部材も、専門のリサイクル業者で鉄・銅・アルミ等に再資源化され再利用されます。

Q. パソコンはメーカーでリサイクルしないのですか

A. パソコンのリサイクル制度も引き続き存在するため、小型家電リサイクルと併用してご利用いただけます。ただし、市で回収するのはボックスの投入口（18cm×40cm）に入る大きさのものだけです。

【パソコンリサイクルについて詳しくは】

一般社団法人パソコン3R推進協議会 03-5282-7685

Q. 回収期間はいつまでですか

A. 回収は今年度のみで終了ではなく、来年度以降も引き続き実施していく予定です。

Q. 家電量販店でも回収していますか

A. 本市の事業の中では販売店での回収を行っていませんが、認定事業者独自で回収を行っている場合があります。詳しくは各認定事業者へお問い合わせください。

また、無料回収を騙った無許可の事業者が廃家電の回収を行い、不法投棄・不適正処理された事例や、後から高額な処理料金を請求された事例等が報告されています。国から認定を受けた事業者は以下のマークで判別できますので、悪質な事業者にはご注意ください。



Q. 事前に連絡・手続きは必要ですか

A. 回収に当たり、事前の連絡・手続きは必要ありません。回収ボックスにそのまま投入してください。

Q. ボックスに投入する際に袋などに入れる必要がありますか

A. 特に袋などに入れる必要はありません。そのままの状態ですべて投入してください。

Q. 投入口に入るか微妙な大きさなのですが、入らなければ引き取りを拒否されますか

A. 対象品目であれば、職員にご相談ください。ただし、あまりに大きなものは受け取れませんのでご了承ください。

Q. 個人情報漏れることはありませんか

A. 回収ボックスは常時室内に設置し、鍵をかけて管理しています。さらに、投入口からの盗難を防止するため「返し」の付いた構造になっています。

また、環境省の認定を受けた認定事業者は回収からリサイクルまで徹底した管理を行っていますので個人情報が外部に漏れることはありませんが、念のため投入の前にデータの削除をお願いします。

Q. 小型家電は壊れていても問題ありませんか

A. 壊れていても問題ありません。壊れていなくても不要になったものであれば回収します。ただし、この事業の中ではリユース（再使用）は行いません。

また、一度回収ボックスに投入された小型家電は返却することができませんので、排出の際にはご注意ください。

Q. 電池、バッテリーが取り外せないのですが

A. 電池やバッテリーが取り外せないものは、そのまま投入いただいて構いません。取り外せる場合は、必ず取り外していただきますようご協力をお願いします。

Q. 事業で使用していた小型家電も回収してもらえますか

A. 市で回収を行うのは、家庭から排出された小型家電のみです。ただし、事業所から排出された小型家電も小型家電リサイクル法の対象となっていますので、各事業者の責任で認定事業者等に引き渡してください。